

シーパラダイスマリーナ

施設利用および安全航行に関する遵守事項

1. マリーナ施設の利用に関する遵守事項

- ・ 目的および定義
- ・ マリーナ施設の利用
- ・ マリーナ施設内の遵守事項、禁止事項
- ・ その他

2. 安全運航に関する遵守事項

株式会社横浜八景島

2025年11月1日

1. マリーナ施設の利用に関する遵守事項

(目的)

目的および定義

- この事項は、株式会社横浜八景島（以下「当社」という）が管理するシーパラダイスマリーナの施設利用に関する事項を定め、マリーナ施設の円滑な管理・運営と、利用者の安全及び利便を図ることを目的とします。

(営業時間および休業日)

マリーナ施設の利用

- 当マリーナ施設の営業時間および休業日、利用料金、利用条件は次のとおりとします。
(営業日は別紙営業カレンダー参照)

(1) 営業時間

土日祝 4月～翌年3月 午前10時から午後5時まで
(横浜・八景島シーパラダイスのイベント状況により変更する場合あり)

(2) 休業日

平日、1月1日

(3) 利用料金及び支払い方法

(※1フィート=30.48cm)

(税込)

フィート	メートル	3時間まで	3時間以上
30フィート未満 (29フィートまで)	9.13Mまで	¥3,300	¥6,600
30～49フィート	9.14M～15.23M	¥5,500	¥9,900
50フィート以上	15.24M	¥11,000	¥15,500

※支払い方法については、事前決済（カード決済）とする。

(4) 予約条件

当マリーナ施設の利用には、事前予約が必要となります。(前日17時まで)
営業日当日の予約受付はいたしません。(緊急時については要相談)
予約のない船舶については、違法係留船とみなし、直ちに海上保安庁に通報します。

(マリーナの利用資格)

- 3 ビジター棧橋および八景島への立ち入り並びに利用は、ビジター棧橋利用申請書の提出者によるものとします。
- ① ビジター棧橋利用の注意事項及び利用条件に同意の上、マリーナ施設の利用及び八景島への入島を許可します。
 - ② 当社は、暴力団もしくはこれに類する非合法的な団体、またはそれらの関係者のマリーナ施設への立ち入りは固くお断りします。
 - ③ 当社は、マリーナ施設内において異常言動を行う者、利用者に著しく迷惑を及ぼす者に対しマリーナ施設から退去させることができるものとし、他のお客さまに、不安感・不快感等を与えるおそれのある方のご利用は固くお断りします。

(マリーナ施設の利用制限)

- 4 次の各号に掲げる場合において、当社は、利用者に対しマリーナ施設の利用を制限することができるものとします。
- (1) 利用者が利用料の支払いその他の当社に対する債務を怠っているとき。
 - (2) 利用者、同乗者が、当遵守事項を遵守しなかったとき。
 - (3) 当社または横浜市（港湾局）その他の官公庁が主催または後援する行事等を実施するとき。
 - (4) 当社または横浜市（港湾局）が施設の保守・管理、工事を実施するとき。
 - (5) 災害等の発生により関係行政機関がマリーナ施設を使用するとき。
 - (6) 台風津波等の天災、その他不可抗力による施設の損傷等、当社が安全上必要と判断したとき。
- 2 当社は、前項によるマリーナ施設の利用制限中に、係留艇に棄損・汚損等の損害が生じても、一切の責任を負うものではありません。

(施設等の利用)

- 5 利用者は、マリーナ施設・ビジター棧橋の利用に際し、当社の定める利用料を支払うとともに、その利用にあたっては当社の指示に従うものとします。
- 2 係留施設の利用については、次の各号に定めるとおりとします。
- (1) 利用者は、当社の指定した区画に係留すること。
 - (2) マリーナ施設及びビジター棧橋への入場は、当社スタッフが棧橋の解錠を行い、島内への入場を許可する。
 - (3) マリーナ施設を利用する際は、係留後直ちにマリーナフロントにて受付を行い、事前決済でない場合は利用料を支払うこと。
 - (4) ビジター棧橋の利用は、原則として当日最大7時間までとし、夜間係留は行わない。
 - (5) 当マリーナ施設での、飲料水の補給及び充電（陸電）の使用不可。
 - (6) 利用者は、ビジター棧橋を利用する際、他の係留艇に迷惑がかからないよう利用すること。

- (7) 利用者は、ビジター棧橋を利用する際、その形状を変えるような使用はしないこと。
- (8) 利用者は、棧橋上にやむを得ず物品を一時的に置く場合は、速やかに片付けること。
- (9) 当マリナー施設を利用中に起きた事故・盗難などの責任の一切を当社は負わないこと。
- (10) 当マリナー施設および八景島内での営業行為の禁止。
- (11) 係留中における棧橋上・船上での下記の行為の禁止。
 - ・ゴミのポイ捨て
 - ・釣り、ダイビング等
 - ・自転車での走行
 - ・火気の使用（喫煙、バーベキュー、花火等）
 - ・外部スピーカー等を使用して騒音の発生
 - ・ほかのお客さまにご迷惑となる行為

3 給油施設について、一般利用は行っておりません。（緊急時については要相談）

（入港、帰港方法および入退場処理）

- 6 入港、島内（港内）利用、マリナーヤード入場の際には必ず当社従業員に連絡をし（入港の約15分前）、当社従業員の指示に従い係留するものとする。
係留後、棧橋及びマリナーヤードの施錠を解除し入場するものとする。
- 2 出港の際には必ず当社スタッフに連絡し、当社スタッフによりビジター棧橋入口を解錠し退場すること。

（損害賠償）

- 7 利用者が当マリナー施設に損傷・損害を与えた場合には、故意・過失の有無を問わず、修理・修繕にかかる費用を請求するものとする。

(事故防止等)

マリーナ施設内の遵守事項、禁止事項

- 8 本事項に定める施設の利用者は、常に安全、事故防止および水域汚濁防止に留意し、次に掲げる事項を遵守するものとします。
- (1) 出港前に必ず発行前点検を実施すること。
 - (2) 係留艇を離れるときは、電源を切り燃料タンクのバルブ、コック等を閉じ、全ハッチを施錠し、船上や棧橋、ヤード等の施設内に物品等を放置しないこと。
 - (3) マリーナ水域内では、港則法、海上衝突予防法に則り、他船に影響を与えない速度で操船すること。
 - (4) マリーナ水域内では遊泳、魚釣、水上スキー等を使用しないこと。
 - (5) 水域の汚濁防止には特段の注意を払い、油類等の流出を防ぐこと。
また、絶対に海中に投棄しないこと。
 - (6) 係留中は船舶トイレを使用しないこと。マリーナ施設内のトイレを使用すること。
 - (7) 棧橋上に特殊小型艇、ゴムボート、セールロッカー、アイスボックス、給電コード、ホースコイル、バイク、自転車その他一切を放置しないこと。
- 2 利用者は、小学生以下の児童について、船長及び付添い人が危険いと判断した場合は救命胴衣を着用させることとします。

(営業行為の禁止)

- 9 利用者はマリーナ内において、営業行為をしてはいけません。
ただし、当社が事前に承諾した場合は、この限りではないものとします。

(無動力船による出入港の禁止)

- 10 利用者は当社の事前の許可を得ることなく、無動力船による出入港およびマリーナ水域内での航行はできません。

(禁止行為)

- 11 利用者は、マリーナ施設の利用に際し、他の利用者に迷惑となる以下の行為をしてはいけません。
- (1) マリーナ施設内において、花火の点火、焚き火等裸火を取り扱う行為。
 - (2) 所定の区画以外の無断使用や他人の艇への無断侵入、他人の備品を無断で使用する行為。
 - (3) マリーナ内に危険物（ガソリン・軽油・爆発物等）を持ち込む行為
 - (4) 前各号のほか、他の利用者に迷惑となる行為

(マリーナ内での事故等に係る取扱等)

その他

- 1 2 当社は、利用者の責に帰すべき事由による場合はもちろんのこと、台風・地震・津波等の天災地変・荒天・第三者の行為・不可抗力・電圧降下等その他当社の責に帰することができない事由によって生じた損害については、その責を負いません。
- 2 利用者が、港湾施設や他の船艇等に損害を与えたときは、遅滞なく、当社に届け出るとともに当該損害を与えた者がその責任において、その損害を賠償し、また紛争の解決に努めるものとします。
- 3 利用者は、強風、暴風、台風、大雨または波浪等の荒天が予想されるときは、速やかに艇の状況等を点検し、安全を確保するとともに、速やかに契約マリーナに戻る適切な処置を講じなければなりません。

(保険加入)

- 1 3 利用者は、事故による損害賠償に備えるため、予め適正な損害賠償保険に加入するものとします。

(法等の遵守)

- 1 4 利用者は、港則法、上衝突予防法、および海上交通安全法等の海事法令を遵守するものとします。

(損害賠償)

- 1 5 利用者は、当マリーナ施設に損害を与えた場合には、故意又は過失の有無を問わず、利用者に修理・修繕の損害を請求するものとします。

(事項の改定)

- 1 6 この事項は、必要に応じて改定することがあります。

2. 安全運航に関する遵守事項

(目的)

- この事項は、株式会社横浜八景島（以下「当社」という。）が、係留艇の安全運航に関する事項を、マリーナ施設の円滑な管理・運営と係留艇のマリーナ施設利用、移動、航行等により発生する故を防止し、マリーナ利用者の安全と利便を図ることを目的とします。

(入港基準)

シーパラダイスマリーナ発航地点付近の気象・海象が次に掲げる条件に達していると認めるときは、受け入れを中止します。

港名	気象・海象	風速	波高	視程
シーパラダイスマリーナ		北風 10m/s 以上 南風 15m/s 以上	1.0m以上	1,000m未満

ただし、航行中に気象・海象が急変した場合には、上記の条件にあたるおそれがある場合でも受け入れ可能とします。（一時避難係留）

(航行)

- 港域（港則法に基づく港の区域）内を航行する場合は、次の各号によるものとします。
 - 右側通行を原則とし、周囲の船舶の動静に注意するとともに安全距離 300mを確保すること。
 - みだりに停船、着岸及び追い抜きをすることなく、常に徐行し引き波を立てない程度の速力とすること。
 - 帆船は港内においては、推進機関を使用して航行することとし、帆走をしないこと。

3 禁止及び注意事項

- 漁労・水上スキー・サーフィン及び遊泳等の禁止
- 旅客船航行水域及びヨット訓練水域への乗り入れの禁止。
- マリーナ内・航路及びその周辺での、投錨及び漁労の禁止。
- 緊急時を除く陸上施設への接近、上陸の禁止
- 工事・作業水域への立入り、および作業船のアンカーロープへの接触事故等に注意すること。
- 当施設マリーナはヨットが頻繁に出入りするため、港内は徐行し、または進路を避けるなど、絶対接近しないように注意すること。
- 一般営業船舶の航行を阻害しないよう注意すること。

(捜索救助活動)

- 4 当社は、海難もしくは事故が予想される時、または海上事故発生の際の通報を受けたときは、直ちに海上保安部、財団法人日本海洋レジャー安全振興協会の運営するプレジャーボート救助事業(BAN)等の救助機関、(社)日本水難救助会等の救助組織等に通報し、救助または捜索を要請します。
- その場合、これに要した費用は利用者が負担することとします。

(係留艇の保守・管理)

- 5 利用者および同乗者は、係留艇の保守・管理を行い、係留艇の使用・航行の安全を確保しなければなりません。

(予備鍵の不保管)

- 6 当社は、係留艇のエンジンキー、キャビンキー等の予備鍵の一時保管を一切いたしません。

(法等の遵守)

- 7 利用者および同乗者は、港則法、海上衝突予防法、海上交通安全法等の海事法令等を遵守しなければなりません。

(事項の改正)

- 8 この事項は、必要に応じて改定することがあります。